

郡山市立学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による保護者の経済的な負担の軽減を図るため、学校給食費等を当該保護者に代わり負担した、又は補助した学校給食会計団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費等 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により保護者の負担とされている経費、又は法第3条に基づき実施されている学校給食を喫食していない場合は、それと同等の昼食費をいう。
- (2) 学校給食会計団体 法第3条に基づき実施されている学校給食のうち法第11条第2項の規定により保護者の負担とされている経費を保護者から集金し、給食の食材費を支払うことを目的に結成している団体をいう。
- (3) 就学援助対象者等 郡山市就学援助事業実施要綱（平成18年4月1日制定）第2条に掲げる者その他学校給食費の支払いを免除されている者をいう。
- (4) 新型コロナウイルス感染症陽性者等 市又は他自治体で新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者と判断され、郡山市立学校管理課規則（郡山市教育委員会規則第1号）第1条に規定する学校から出席停止とされた者いう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、保護者が負担する学校給食費等を当該保護者に代わり負担した、又は補助した学校給食会計団体とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和3年度の郡山市立学校管理規則（郡山市教育委員会規則第1号）第10条に規定する第2学期に係る学校給食費等（就学援助者等で免除されている学校給食費等を除く。以下「第2学期給食費等」という。）のうち学校給食会計団体が当該保護者に代わり負担した額又は当該保護者に対し補助した額（以下「補助対象経費」という。）の全額とする。補助金の額は小学生（義務教育学校前期課程含む）が12,000円、中学生（義務教育学校後期課程含む）が15,000円を上限とし、第2学期の途中における転出入等により、郡山市立学校の在籍に変更があった場合は、各月15日を基準日として、月割で補助額を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食の停止ができなかった新型コロナウイルス感染症陽性者等に係る第2学期給食費等は、その全額を補助することができる。
- 3 第1項及び前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の算定に用いる第2学期給食費等の1食当たりの単価は、年度当初に学校給食会計団体が市に対して報告した額を超えることはできない。

(交付の申請)

第5条 学校給食会計団体は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する

書類は、次のとおりとする。

- (1) 給食費等予定一覧（第1号様式）
- (2) 給食喫食者等予定一覧（第2号様式）
- (3) 就学援助対象者等予定一覧（第3号様式）
- (4) 新型コロナウイルス感染症陽性者等予定一覧（第4号様式）
（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更とする。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
（実績報告）

第8条 補助金の決定を受けた学校給食会計団体は、令和3年度第2学期の学校給食が終了した日から45日以内に、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 給食費等実績一覧（第5号様式）
- (2) 給食喫食者等実績一覧（第6号様式）
- (3) 就学援助対象者等実績一覧（第7号様式）
- (4) 新型コロナウイルス感染症陽性者等実績一覧（第8号様式）

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により学校給食会計団体から実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により当該学校給食会計団体に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（概算払）

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月24日から施行する。